

女性活躍推進法

行動計画

計画期間：2022年4月1日から2032年3月31日

目 標：女性役職者は女性正職員の20%で、男性役職者は男性正職員の36%と、男性役職者に比べて女性役職者の登用率が低いので、女性役職者の登用率を男性役職者の登用率36%と同程度となるようにする。

- 取組内容：
- ・各部署で上司が職員の育成計画を作成し、職員に共有する。
 - ・男女公正な昇進基準となっているか検証し、必要に応じて基準の見直しを行う。
 - ・役職候補者となる男女職員に対して適時、役職育成研修を実施する。

情報公開項目

労働者に占める女性労働者の割合

2024年4月1日現在

女性労働者の割合

| 職 種 | 女性正職員 | 女性パート職員 | 女性職員 合計 |
|-----|---------|---------|----------|
| 介護職 | 43人 67% | 25人 83% | 68人 72% |
| 保育職 | 15人 94% | 8人 100% | 23人 96% |
| 事務職 | 11人 52% | 2人 50% | 13人 52% |
| その他 | 13人 93% | 17人 77% | 30人 83% |
| 合 計 | 82人 71% | 52人 81% | 134人 75% |

| | | |
|-----|-------|-----|
| 施設数 | 老人ホーム | 2施設 |
| | 保育園 | 1施設 |